

「特定行為に係る研修制度の実施と病院管理者および看護管理者の戦略～看護管理者の立場から～」

公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院 看護部長 高橋 陽子

[はじめに]

2025 年の超高齢化社会において、医療のニーズがさらに高まることが予測されているなか、2015 年 10 月に専門的な臨床実践能力を持つ看護師による特定行為実施に向けた看護師の制度「特定行為に係る看護師の研修制度(以下、本制度)」が開始した。本制度は、看護師が手順書により特定行為を行う場合に、特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であり、地域医療および高度医療等の現場においてチーム医療のキーパーソンとして発揮されることが求められ期待は大きい。当院は、2016 年 8 月に本制度の指定研修機関に指定され、同年 10 月より研修(以下、本研修)を開始した。今回、当院における特定行為研修を修了した看護師(以下、特定行為研修修了看護師)の活用により期待される効果について看護管理者の立場から考えたい。

[当院の概要]

当院は「脳血管障害・神経難病などの脳神経疾患の患者に対して、予防・急性期治療、リハビリテーション、在宅療養まで一貫して治療にあたる」というミッションの基に、時代の変遷や患者のニーズに対応し、脳神経疾患の専門病院として治療・看護にあたっている。総病数は 189 床で SCU(脳卒中集中治療室)、急性期病棟、回復期リハビリテーション病棟、障害者施設等一般病棟から成るケアミックス型の病院である。その他、関連施設として訪問看護ステーション、老人保健施設、特別養護老人ホーム、診療所を設置している。

[本制度の活用により期待される効果]

当院の本研修の目的は、地域医療および高度医療の現場において、医療安全を配慮しつつ、高度な臨床実践能力を発揮し、自己研鑽を継続しながらチーム医療のキーパーソンとして機能する看護師の育成とした。受講者 3 名、研修内容は、共通科目 320 時間(e ラーニング)と区分別科目:呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連の構成として開始した。本制度の活用により期待される効果として、院内のみならず当法人グループの在宅部門において、1)手順書の指示により気管カニューレの交換が可能となる、2)医師の体制が十分でない状況上、今まで医師が行っていた行為がタイムリーに実施でき、きめ細やかな対応が可能になる、3)患者および家族の立場にたったわかりやすい説明ができ「医療」と「生活」の両方の視点から支援できるなどが挙げられる。さらに、日々の看護実践において、患者の状況をアセスメントし、医学的判断ができる看護師が誕生することにより、臨床看護師の役割モデルとなり看護の成果につながることを期待される。そして、本研修を最大限に活用するために看護管理者として特定行為研修修了看護師がさまざまな場面において、チーム医療のキーパーソンとして発揮できる環境を継続的に整備していくことが大変重要である。

略歴

1988年看護師資格取得し美原記念病院に入職

2004年より看護部長に就任し現在に至る。

2013年群馬大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程修了

現在は、論文や雑誌等の執筆活動や看護専門学校、看護大学の非常勤講師、群馬大学大学院臨床教授としても携わっている。